

第 9 0 号議案

志木市公共施設安心安全化基金条例の一部を改正する条例

志木市公共施設安心安全化基金条例(平成 1 8 年志木市条例第 4 8 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「推進」の次に「並びにこれに係る財政負担の軽減及び平準化」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日提出

志木市長 香 川 武 文

提 案 理 由

公共施設の整備等に係る財政負担の軽減及び平準化を図るため、基金の処分対象の追加をしたいので、地方自治法第 2 4 1 条第 8 項の規定により、この案を提出するものである。